

生駒市条例第 3 3 号

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

(生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条」を「この項」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合が」を「還付

加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第7条第1項」を「附則第7条第2項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市介護保険条例附則第7条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金額について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金額については、なお従前の例による。